

甲府市農業委員会 5月定例総会議事録

1. 日 時 令和6年5月30日（木）午後2時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋 三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 輿水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭
9 番 亀井 智	10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋
13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子	15 番 長田 正実	16 番 菊島 建

4. 欠席委員

なし

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局長	山本 伸二
農地係係長	長澤 和利
係長	中村 勝
振興係係長	窪田 光洋
主任	田中 道仁

6. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による競・公売適格証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	令和6年6月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第3号	農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（長澤係長）

本日の総会は、委員定数19名全員のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。

柿嶋会長よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会5月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めて参ります。

最初に、5月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は3番の土屋三千雄委員と4番の宮川俊一委員のお2人にお願いいたします。

それでは、まず、議案第1号 農地法3条による競・公売適格証明願について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

議案書1ページの1番、地図は1ページの、3条 競・公売適格証明願をご覧ください。

この「競・公売適格証明願」につきましては、農地の競売物件や、公売物件の入札に参加する方は、入札に先立ちまして、その方が、農地法の許可を受ける適格者であるという証明を、農業委員会から受ける必要があります。今回の案件は、その競売地を農地のまま取得し、耕作したいという方の3条の資格審査について、委員の皆様にご審議していただくものでございます。

なお、入札後、その方が、競売落札者となつた場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決で、許可書の交付ができるものであります。

競売地の所在・地目・面積・願出人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

位置図に申請地となっているところが、競売地であります。競売地の○面、○面は○○、○面は○○及び○○、○面は○○となっております。

願出人は、現在、競売地の○側に○○する○○に、○○と○○に住んでおり、その○○も○○となっておりまして、所有者は、記載の方であり、○○・○○とも、願出人の○○でございます。

願出人は、現在、競売地で○○や、○○を行つており、今後も當農していくため、競売地を取得したいとのことであります。

なお、願出人は、農業の従事日数などの、資格要件は満たしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願ひします。

『 意見無し 』

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第1号 農地法3条による競・公売適格証明願について、賛成の方は挙手をお願いします。

『 全員賛成 』

ありがとうございました。

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第1号については、証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条による許可申請について審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第2号のうち、No.2の案件につきましては、○○委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議の際には、一時退室をお願いいたします。

また、審議終了後は、再度ご着席をお願いいたします。

それでは議案第2号のうち、No.2を除いた案件について、事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま、売買や、贈与により、所有権を移転するものであります。

今月は、4件ございます。

それでは、2番を除く案件を、説明いたします。

議案書2ページの1番、地図は2ページの3条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面、○面、○面は○○となっております。

譲受け人は、○○を卒業後、○○栽培で就農を考え、○○周辺で農地を探していたところ、申請地が条件に適していたため、取得し、営農したいとのことであります。申請地には○○を栽培する計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は4ページの3条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の周辺は〇〇となっております。

譲受け人は、譲渡し人の〇〇にあたり、現在、申請地の〇〇で〇〇や〇〇を栽培しておりますが、今後、〇〇したいとのことから、〇〇から〇〇により、申請地を取得したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は〇m²であります、取得後は〇m²となり、申請地には〇〇を栽培する計画であります。

続きまして、議案書4番、地図は5ページの3条No. 4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は、今まで、申請地を借りて、〇〇と一緒に耕作しておりましたが、今回、譲渡し人から〇〇により、申請地を取得し、営農したいとのことであります。

申請地には、〇〇を栽培する計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

« 意見無し »

○議長（柿嶋会長）

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、No.2を除いた案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

« 全員賛成 »

ありがとうございました。

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第2号のうち、No.2を除く案件については決定し、許可書の交付をして参ります。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2の案件について審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

【※〇〇委員退室】

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2の案件について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、2番の案件を説明いたします。

議案書2番、地図は3ページの3条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっております。

譲受け人は、○○の○○にあたり、これまでも申請地で耕作を手伝っており、将来的には○○に居住し、営農したい希望があることから、申請地を取得したいとのことであります。

申請地には○○を栽培する計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

本案件について、事前にご意見等はいただきおりませんが、特別何かありましたらお願いします。

『 意見無し 』

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第2号のうち、No.2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

『 全員賛成 』

ありがとうございました。

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第2号のうち、No.2の案件については決定し、許可書の交付をして参ります。

それでは、○○委員さんは入室してください。

【○○委員入室】

○議長（柿嶋会長）

続きまして、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。今月は1件ございます。

議案書3ページの1番、地図は6ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

申請地は、〇〇しており、〇〇などの時に、〇〇し、〇〇の〇〇に〇〇していることから、申請人が、〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇の〇〇にする予定であります。

なお、〇〇は碎石で仕上げ、雨水は地下浸透により処理する計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号について、こちらも事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

『意見無し』

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は举手をお願いします。

『全員賛成』

ありがとうございました。

全員の方の举手をいただきましたので、議案第3号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月は、所有権移転が7件、賃貸借が1件の、合計8件であります。

議案書4ページの1番、地図は7ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、○○で○○を経営しておりますが、申請地は、○○に適しており、○○ため、申請地を取得し、○○の○○に転用したいとのことであります。転用後は、○○を○○建築する予定です。

なお、雨水及び汚水処理につきましては、開発道路に設置します雨水は側溝へ、汚水は下水道管に接続し、○側の○○にある既存の水路及び、公共下水道管に接続します。

続きまして、議案書2番、地図は、8ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面及び○面は、○○及び○○、○側及び○側は、○○となっており、農地区分は、第○種農地と判断いたしました。

譲受け人は、○○で○○を経営しており、申請地の○側の○○及び○側の○○を保有し、現在使用しておりますが、○○により、○○が不足していることから、申請地を取得し、○○として利用したいとのことであります。転用後は、○○を建設する計画となっております。

なお、雨水は、敷地内に浸透枠を数か所設置し、浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書5ページの3番、地図は9ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は、第○種農地、不許可の例外と判断いたしました。

賃借人は、○○や、○○を経営しておりますが、○○に伴い、○○が不足しているため、申請地を賃借し、○○及び○○に転用したいとのことであります。

転用後は、○○また○○などを置く予定であります。なお、敷地は碎石等で仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書4番、地図は10ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は、第○種農地と判断いたしました。

譲受け人は、○○や、○○を経営しておりますが、○○地域において、○○していることから、利便性に適した申請地を取得し、○○に転用したいとのことであります。○○には、○○また、○○予定であります。なお、敷地は碎石で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書5番、地図は11ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面、○面は〇〇、○面は〇〇、○面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地、不許可の例外と判断いたしました。

譲受け人は、申請地の○側に〇〇に居住しておりますが、〇〇が〇〇なため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇にする予定であります。

続きまして、議案書6番、地図は12ページの5条No.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は農地、○面は〇〇、○面、○面は〇〇となっており、農地区分は、第〇農地と判断いたしました。

譲受け人は、申請地の○側で、〇〇を経営しておりますが、〇〇により、〇〇だけでは手狭となっていることから、隣接している申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後の〇〇には、〇〇などを置く予定であります。

なお、敷地は碎石等で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書6ページの7番、地図は13ページの5条No.7をご覧ください。

この案件は、先月4月の総会で、審議していただいた案件ですが、〇〇委員から、譲渡し人である土地所有者が、4月の総会の〇〇に〇〇というご報告をいただきましたので、保留をさせていただきました。

これにつきましては、〇〇により〇〇に〇〇するということですので、今回、再度審議していただくものであります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人（〇〇）、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は〇〇、○面、○面は〇〇、○面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇を経営しておりますが、申請地は、〇〇ため、申請地を取得し、〇〇の〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇予定であります。

なお、雨水、及び下水は、申請地南側の道路に設置しております、雨水は側溝へ、また、下水は公共下水道管へ接続いたします。

続きまして、議案書8番、地図は14ページの5条No.8をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は〇〇、○面は〇〇、○面は〇〇及び〇〇、○面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、申請地の○側の〇〇で〇〇を経営しておりますが、〇〇に伴い、〇〇いることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇にする予定でございます。

また、○○は砂利敷きで仕上げ、雨水は浸透処理いたします。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第4号についても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別何かありましたらお願ひいたします。

『 意見無し 』

ご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第4号 農地法第5条による許可申請について、賛成の方は举手をお願いします。

『 全員賛成 』

全員の方の賛成をいただきましたので議案第4号については、決定します。

なお、議案第4号のうち、1000m²以上の案件については、許可相当とし、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、1000m²未満ですので許可書の交付をして参ります。

○議長（柿嶋会長）

続きまして、報告事項、「報告第1号」及び「報告第2号」について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書7ページから9ページまでは、4月15日から5月1日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法5条の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号及び第2号につきましては、報告事項ですので、ご了承願います。

次に、議案第5号「令和6年6月告示分農用地利用集積計画について」及び「報告

第3号「農用地利用集積計画の解約について」は、関連がありますので、一括して審議・報告いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは議案第5号の説明をいたします。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、新規設定6件、再設定10件、計16件の申し出がありました。

議案書10ページの表は、新規設定です。

玉諸・二川・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は13,785m²です。

中段の表、令和6年度の目標面積118,600m²に対し、設定面積は46,729m²、達成率は39%です。

続いて11ページの表は、再設定です。

相川・甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は21,198m²です。

中段の表、令和6年度の目標面積389,400m²に対し、設定面積は43,406m²、達成率は11%です。

12ページ1番から15ページ6番は新規設定です。

15ページ7番は再設定です。

16ページ8番から20ページ16番は再設定の更新です。

補足説明が必要な案件はありません。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書21ページから22ページをご覧ください。

今月は3件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。
解約の届けが提出されましたので報告いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

この案件も事前にご質問はありませんが、特別ありましたらお願ひいたします。

« 意見無し »

それでは、採決をいたします。

議案第5号の案件について、賛成の方は、挙手をお願いします。

« 全員賛成 »

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第5号につきましては、決定して参ります。

なお、報告第3号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

○議長（柿嶋会長）

以上で予定していた案件は終了しますが、他に何かありますでしょうか。

○（野澤委員）

基本的な質問になりますが、農地法3条の関係ですが、下限面積が無くなつたと思いますが、所有権移転の場合、従事日数150日以上という制限があつたと思いますが、いかがだったでしょうか。

○事務局（中村係長）

野澤委員のおっしゃる通り、下限面積は無くなりましたが、1年間150日以上の従事日数や全部耕作要件等に関しましては、そのまま引き続き要件として残っております。

○（野澤委員）

先程の案件の場合、○m²を150日以上耕作するということですが、本当に耕作されるのでしょうか。

○事務局（中村係長）

遠方に住んでいるようですが、ほとんど毎日来て耕作をしているようです。○○にお住まい、○○も頻繁にいらしているようです。

○（野澤委員）

遠方に住まわれていて、週末に来て耕作しているのかと思っていました。

○議長（柿嶋会長）

この3条の許可要件等については、県農業会議においても、農業委員会が適正な判断ができるよう、昨年も県を通じ要望をしております。これは、山梨県だけでなく、全国的に問題視されていることだと思いますので、許可取り消しが出来るような基準が出来ればと思っていますが、引き続き農業会議においても要望していきたいと思っています。

○（西名委員）

今の問題について関連したことですが、他の用途に変更してしまう恐れがあります。

その申請書自体を疑うことはできませんから、農地を守り、農業者人口を増やす・地域の人口を増やす、という面においては一定の効果はあると思いますが、申請を取り消

すことのできる権限を農業委員会に与えてもらわないと色々な問題が生じてくると思います。この問題は、長く強く要望していくしかないと思っています。

○議長（柿嶋会長）

分かりました。このことは、情報があれば、逐次、皆様方へ報告いたします。
他に何かありますでしょうか。

○（關野委員）

関連して、農業委員会でも、しっかり耕作を継続しているかチェックしていかなければいけないと思っています。また、各地区の農地調査の際にはしっかりと調査を行っていきたいと思っています。

○議長（柿嶋会長）

事務局で何か、そのような案件が出た場合は、執行部を招集して頂いて構いませんので、よろしくお願ひします。事務局長から何かありますか。

○（山本事務局長）

来月の総会の時に、先日のブロック会議でいただいた意見を参考に、見解を示していきたいと考えております。農地法に基づく耕作証明等についても、どういったものなのか、また、開発の事前協議での農業委員の同意についても定義的な情報提供等ができるよう、次回の総会でお示ししたいと考えております。

○議長（柿嶋会長）

分かりました。
他に何かございますか。

《 意見・質問無し 》

6. 総会閉会宣言

それでは以上を持ちまして、5月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後2時45分　閉会